四、㈲大島商店に対する件

平成四年（排）第五号

排除命令

名古屋市東区筒井二丁目五番四六号
有限会社大島商店
右代表者　代表取締役　大島秀夫

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　有限会社大島商店は、一般消費者を対象に、平成三年九月二六日以降、「鳥居松店オープンセール」等と称して行った景品類の提供が、景品表示第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第3号）第2項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、一般消費者を対象に前記告示第一項第一号又は第二号の方法により、景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければなら

ない。

事　実

一　有限会社大島商店（以下「大島商店」という。）は、肩書地に本店を置き、愛知県内に鳥居松店等七店舗を設け、米穀の小売業を営む事業者である。

二　大島商店は、「鳥居松店オープンセール」等と称し、前記七店舗において、平成三年九月二六日以降、米を一〇キログラム購入した一般消費者に対し、抽選券を与え、月末を締切日として、毎月抽選により、五日間のハワイ旅行一組二名招待（二四万円相当）を景品類として提供することを企画し、これを実施した。

なお、大島商店は、当委員会の調査を受けたことにより、平成四年一月末日をもって、前記企画を中止した。

三　懸賞により提供することができる景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額が五〇〇円以上五万円未満の場合、一万円である。

しかるに、前記企画において、懸賞に係る取引の価額のうち最低のものは、「コシヒカリエース」の三、九八五円（平成四年一月一日以降は四、四八〇円）と認められるから、同社が懸賞により提供することができる景品類の最高額は、一万円であるところ、前記の景品類の価額は、この制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、大島商店の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号に該当する方法による景品類の提供であって、同告示第二項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成四年三月二六日

公正取引委員会

委員長　梅澤節男
委員　佐藤徳太郎
委員　宇賀道郎
委員　佐藤謙一
委員　股野景親